

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

■改正理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

1 保険料の賦課限度額引上げ

高齢化等による医療費の増嵩が見込まれており、負担感が重いといわれる中間所得層の負担を緩和するため、令和2年度は基礎賦課分について3万円引き上げられるもの。

年度	基礎賦課分	後期高齢者 支援金等賦課分	介護納付金 賦課分	計
R1	<u>61万円</u>	19万円	<u>16万円</u>	<u>96万円</u>
R2	<u>63万円</u>	据置き	<u>17万円</u>	<u>99万円</u>

2 保険料軽減判定基準引上げ

令和元年度の政府経済見通しの中で消費者物価が上昇すると見込まれていることなどを踏まえ、令和2年度に国保料の軽減判定所得の基準額が引き上げられるもの。

年度	軽減判定所得		
	7割	5割	2割
R1	基礎控除 (33万円)	基礎控除(33万円) + <u>28万円</u> × 被保険者数	基礎控除(33万円) + <u>51万円</u> × 被保険者数
R2	基礎控除 (33万円)	基礎控除(33万円) + <u>28.5万円</u> × 被保険者数	基礎控除(33万円) + <u>52万円</u> × 被保険者数